

北相木村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

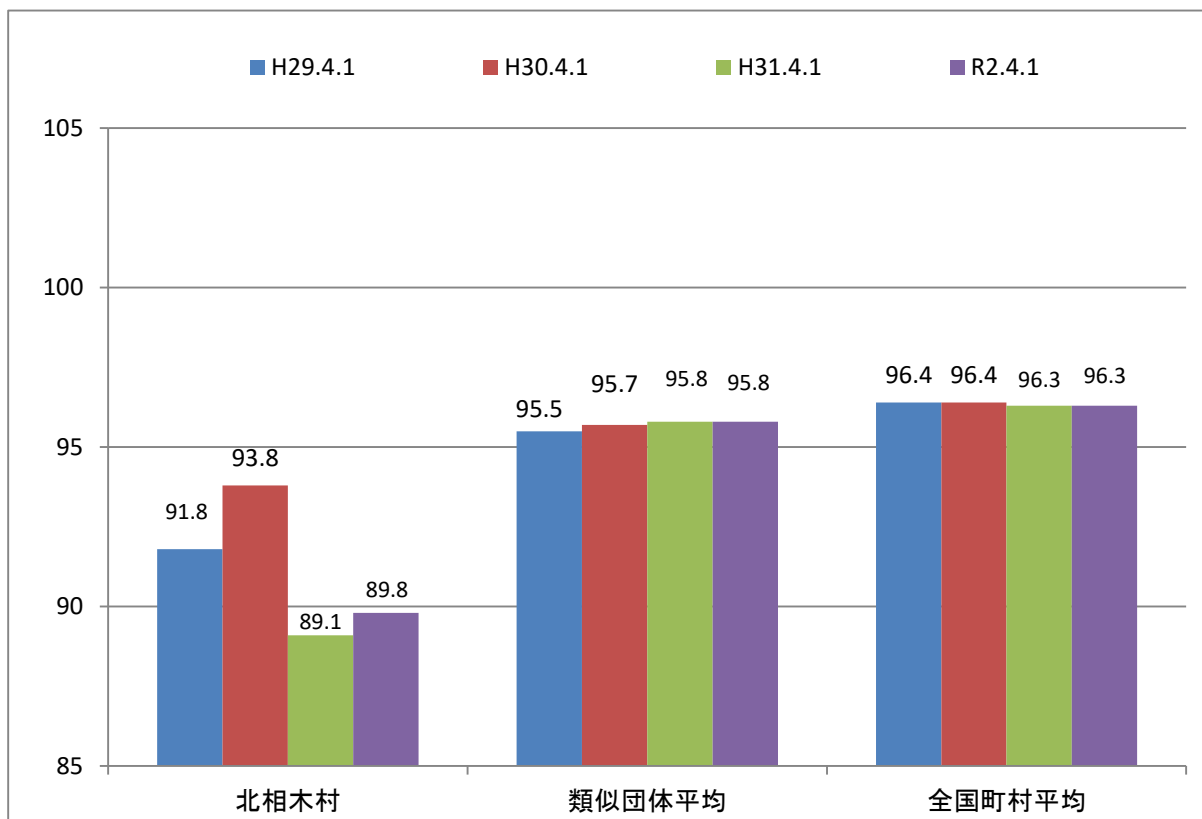
区 分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
31年度	人 771	千円 1,390,500	千円 51,142	千円 293,869	% 21.1	% 20.46

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
31年度	人 29	千円 92,572	千円 10,403	千円 35,790	千円 138,765	千円 4,494	千円 5,482

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

北相木村では人事委員会を設置していないため、人事委員会による勧告はありません。給与改定率・特別給の年間支給月数は国に準じて改正を行っている。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容

（未実施の場合には、その理由）

（理由）民間給与との較差（△0.04%）が極めて小さく、俸給表及び手当の適正な改定が困難であることから、人事院勧告に倣い月例給の改定は未実施としました。

② 地域手当の見直し

（地域手当を実施していないため省略）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（2年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北相木村	44.9 歳	306,200 円	330,600 円	—
長野県	45.3 歳	335,200 円	401,899 円	369,153 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
類似団体	40.6 歳	294,413 円	334,436 円	323,405 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（2年4月1日現在）

一般行政職	大学卒	182,200 円	192,600 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	158,100 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（2年4月1日現在）

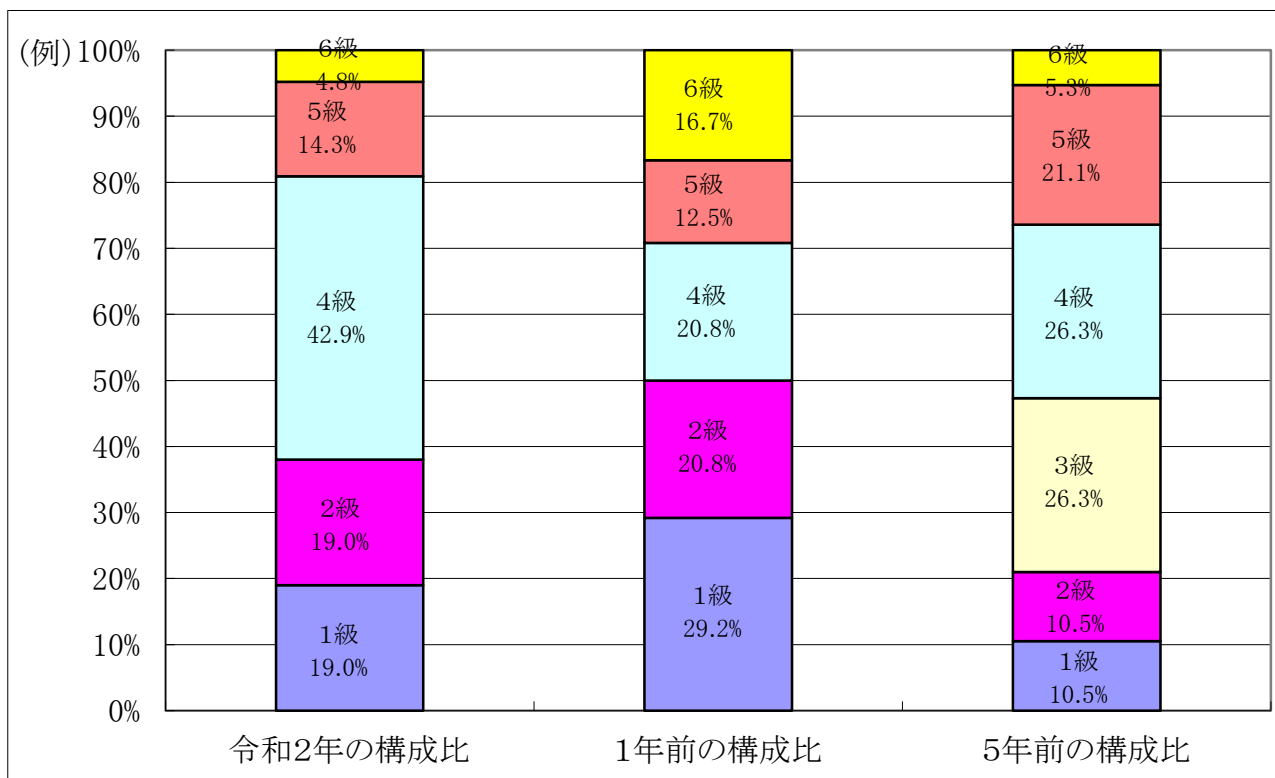
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	247,600 円	336,200 円	368,600 円	—
	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事	4 人	19.0 %	146,100 円	247,600 円
2 級	主 任	4 人	19.0 %	195,500 円	304,200 円
3 級	主 査	0 人	0 %	231,500 円	350,000 円
4 級	係 長	9 人	42.9 %	264,200 円	381,000 円
5 級	課長補佐・係長	3 人	14.3 %	289,700 円	393,000 円
6 級	課 長	1 人	4.8 %	319,200 円	410,200 円

- (注) 1 北相木村の給与条例に基づく給料表の 級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 1 北相木村の給与条例に基づく給料表の区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給への人事評価の活用状況（北相木村）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分			○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○			
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北 相 木 村	長 野 県	国
1人当たり平均支給額（31年度） 1,363千円	1人当たり平均支給額（31年度） 1,734 千円	—
(31年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(31年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(31年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（北相木村）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率			○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○			
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

北 相 木 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.8985月分	勤続25年	28.24875月分	33.8985月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7775月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給)			(割増率 2～45%)		
1人当たり平均支給額	千円	千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、31年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

北相木村では支給されていません。

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

北相木村では支給されていません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（31年度決算）	1,885 千円
職員1人当たりの平均支給年額（30年度決算）	65 千円
支給実績（30年度決算）	1,228 千円
職員1人当たりの平均支給年額（30年度決算）	38 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	・ 配偶者 6500円 ・ 配偶者以外 6500円 ・ 子 10000円 ・ 特定加算 5000円	同じ	なし	千円 3,377	円 307,000
住居手当		異	村内に居住する職員に限る	千円 960	円 120,000
通勤手当		異	片道3km以上であること	千円 479	円 34,214
管理職手当		異	一律20,000円	千円 960	円 240,000
休日勤務手当				千円	円
産業教育手当				千円	円

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	645,000 円 (733,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000 円 / 448,000 円
	副 市 町 村 長	542,000 円 (585,000 円)	667,000 円 / 457,000 円
報 酬	議 長	243,000 円 (円)	318,000 円 / 186,300 円
	副 議 長	159,000 円 (円)	265,000 円 / 129,600 円
	議 員	140,000 円 (円)	257,000 円 / 109,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(31年度支給割合) 給料月額に140/100を乗じて 3.4 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(31年度支給割合) 給料月額に140/100を乗じて 3.4 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額)	(支給時期)
	備 考	月額給与×42.5×1000×在職年数 給与月額×25.4×1000×在職年数	退職時 退職時

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

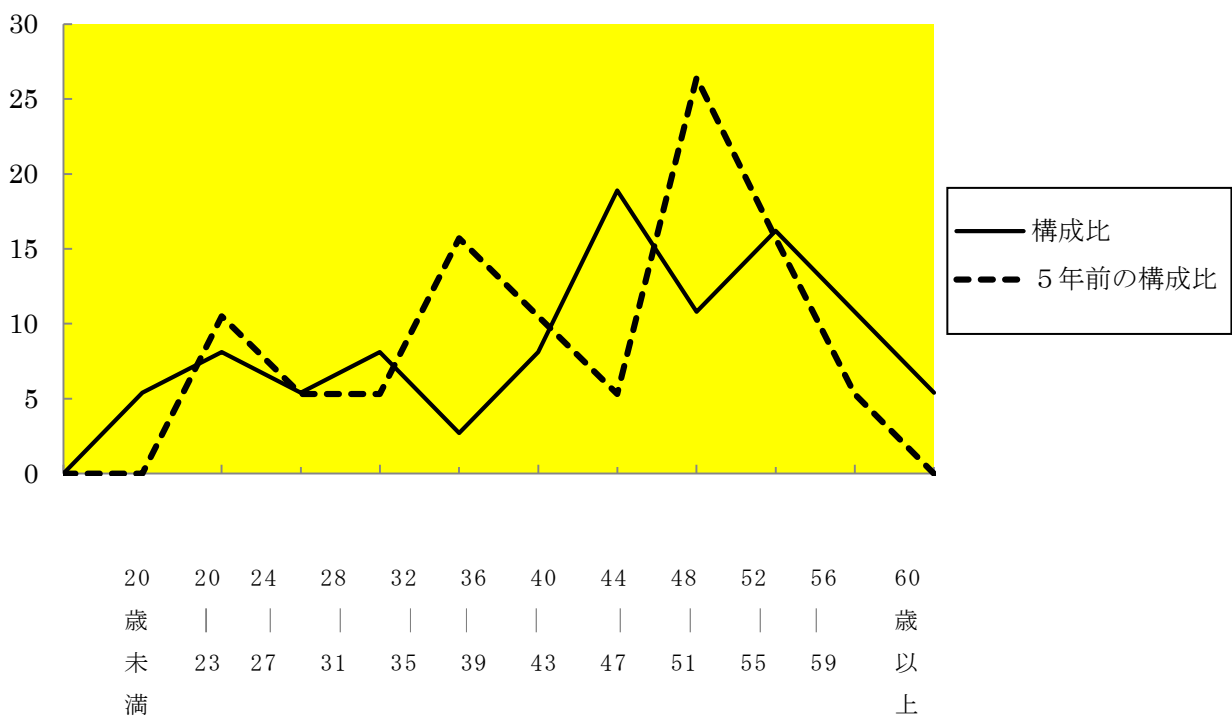
部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			令和2年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	7	7	6	1	・ 欠員による増 ・ 欠員不補充による減
		1	1	1	0	
		8	9	8	1	
		2	3	3	0	
		4	4	4	0	
		2	2	2	0	
	小 計	24	26	24	2	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 144.6 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 193.01 人)
	教育部門		4	5	△1	・ 業務拡大による増
	消防部門					
	小 計		30	29	1	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 157.4 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 227.77 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	そ の 他		7	7	0	
	小 計		7	7	0	
合 計			[37]	[36]	[1]	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 173.5 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)

(%)



区 分	20歳 未 満	20歳 \ 23歳	24歳 \ 27歳	28歳 \ 31歳	32歳 \ 35歳	36歳 \ 39歳	40歳 \ 43歳	44歳 \ 47歳	48歳 \ 51歳	52歳 \ 55歳	56歳 \ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人	人 2	人 3	人 2	人 3	人 1	人 3	人 7	人 4	人 6	人 4	人 2	人 37

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門	年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		22	21	24	24	24	26	(%)
教育		3	3	3	3	5	4	(%)
消防								
普通会計		25	25	27	27	29	30	(%)
公営企業等会計		8	8	8	7	7	7	(%)
総合計		33	32	35	34	36	37	(%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 介護サービス事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) ○年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
31年度	40,011	0			

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)000平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
31年度	人 7	千円 11,741	千円 1,108	千円 4,639	千円 17,488	千円 2,498	千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

8 福利厚生事業の状況

互助会団体名	北相木村職員互助会	
互助会会員数	55名	
活動件数	1件	
会員掛金総額	410千円	
会員一人当たりの公費の補助金額	事務費を含まない	7,455円
	事務費含む	9,083円